

柳井市デジタルデバイド対策業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、デジタル活用に不安のある人を対象にスマホ相談窓口（以下「相談窓口」という。）を開催し、デジタル機器利用への不安を解消することを目的とした柳井市デジタルデバイド対策業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 本業務の概要

（１）業務名

柳井市デジタルデバイド対策業務

（２）業務内容

別紙「柳井市デジタルデバイド対策業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとするが、選定された受託候補者から技術提案を受ける中で、変更する可能性がある。

（３）委託期間

契約締結日から令和８年２月２７日（金）まで

（４）委託料上限額

本業務委託に係る必要経費の全てを含み３９８，２００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 スケジュール

内容	日程
公告・プロポーザル公募開始	令和７年９月１７日（水）
参加表明書等の提出期限	令和７年９月２６日（金）１７時まで
参加資格審査結果通知	令和７年９月２９日（月）
質問書の提出期限	令和７年１０月３日（金）１７時まで
質問書に対する回答	令和７年１０月７日（火）
参加辞退届の提出期限	令和７年１０月９日（木）１７時まで
企画提案書の提出期限	令和７年１０月１６日（木）１７時まで
書類審査・選考結果の通知	令和７年１０月下旬
契約締結	令和７年１０月下旬

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

4 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルに参加できる者は、公告時点で次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 応募開始の日から受託候補者の選定までの間のいずれにおいても、法令に基づく業務停止処分を受けていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) スマホ相談窓口やスマホ教室等のデジタルデバйд対策に類する業務の開催実績があること。
- (7) 仕様書の要件を全て満たしていること。

5 参加表明手続

(1) 提出書類

ア 別記第1号様式「参加表明書」

イ 別記第2号様式「同種業務実績確認書」

過去に実施した本業務と同種の業務について記載すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和7年9月26日（金）17時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の実事を証することができる方法で提

出期限までに必着のこと。

(5) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所 4 階）

6 質問の受付と回答

(1) 提出書類

別記第 3 号様式「質問書」

(2) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 3 日（金） 1 7 時まで

(3) 提出方法

F A X 又は電子メール

※提出期限必着のこと。

(4) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所 4 階）

(5) 回答

令和 7 年 1 0 月 7 日（火）までに参加者全員に F A X 又は電子メールで回答する。

なお、質問事項が重複しているもの（類似のものも含む。）は、本市が整理して回答する。また、質問者名は公表しないこととし、本件の趣旨からかけ離れている事項への回答はしないこととする。

7 参加表明後の辞退

(1) 提出書類

別記第 4 号様式「参加辞退届」

(2) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 9 日（木） 1 7 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所 4 階）

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 別記第 5 号様式「企画提案書」(表紙)

イ 企画提案書 (任意様式)

ウ 別記第 6 号様式「業務体制表」

※当該様式の内容を備えた役割分担等が分かる体制図でも可とする。

エ 見積書 (任意様式)

提案に係る単価、数量、金額その他必要事項等を可能な限り詳細に記載すること。なお、見積額は消費税及び地方消費税を含む額とする。

(2) 提出部数

紙媒体 (正本 1 部、副本 4 部)

(3) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 6 日 (木) 1 7 時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課 (柳井市役所 4 階)

(6) 企画提案書作成に当たっての留意事項

ア 企画提案書の提出は、参加者 1 者につき 1 提案とする。

イ 用紙は、原則 A 4 判左横書き (縦横配置不問) とし、両面印刷の上、ファイル等にまとめて綴ること。ただし、図表等で表現する場合で、明確さのために A 3 判用紙を使用することや表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは、差し支えない。

ウ 頁数は、最大で 2 0 ページまでとし、頁番号は、各頁の下部中央に、目次を除いた部分の通し番号とすること。A 3 判の図表等については、2 頁でカウントする。
なお、表紙、目次は、枚数に含めない。

エ 文字の大きさは、原則として 1 0 . 5 ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心掛けること。ただし、図表内の文字は、この限りでない。

オ 原則として日本語表記とすること。ただし、専門用語は、この限りでないが、必要に応じて用語解説を行うこと。

カ 専門的な知識が無くとも理解できる内容となるよう平易な表現を心掛けること。

キ 提案書に記載する内容は、参加者のノウハウやスキルを本業務の効果に結びつけた提案とすること。

ク 仕様書を十分理解し、その事項を確実に実現でき、かつ、その履行が確実に担保

できる提案内容とすること。

ケ 仕様書に記載している事項以外に、本業務の目的を達成するために有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。ただし、提案したものは、全て実現を約束したものである。

コ 企画提案書等の提出後は、提出資料の修正、差し替え、追加等を認めないものとする。

9 審査方法

- (1) 提出された書類について、「柳井市デジタルデバイド対策業務実施事業者選定委員会」において、書面審査により実施する。なお、プレゼンテーションは行わないが、必要に応じて企画提案書等に関する問合せを行うことがある。
- (2) 提案者から提出された書類について、別表評価基準に従い、絶対評価により審査する。

10 受託候補者の選定

- (1) 各審査員の評価点を合計した総合評価点に基づき、総合評価点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。選定後は、契約締結に向けて交渉を行うものとする。なお、同点の場合は、委員長を除く委員による多数決により選定する。
- (2) 総合評価点が最高点を獲得した者であっても、総合評価点数が500点中250点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- (3) 参加申込者が1者の場合でも審査は行い、評価点の基準は(2)と同様とする。
- (4) 受託候補者が、失格に該当することが認められる場合、又は交渉が不調となったと柳井市が判断した場合は、次点候補者と交渉を行うものとする。

11 選定結果の通知

選定結果は、参加者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。ただし、選定された受託候補者以外の参加者名は、公表しない。また、審査結果に対する問合せや異議の申立ては一切受け付けない。

12 契約の締結

審査完了後、選定した優先交渉権者が提案する事業内容を踏まえて、仕様書の内容を整えるなどの必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルに係る選定業務以外には、使用しない。
- (3) 参加者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。
- (4) 参加者は、実施要領等の内容や審査事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 優先交渉権者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で本業務を委託する相手方を決定するため、優先交渉権者の決定を以て参加者の企画提案内容を全て了承するものでなく、また、本業務を委託する相手方を決定するものでない。
- (7) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消し又は契約を解除することがある。
- (8) 優先交渉権者が契約締結までの手続期間中に失格となった場合又は優先交渉権者との契約に係る協議が不調となった場合は、次順位者と契約に係る協議を行う。
- (9) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。
 - ア 本要領に定める手続等に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽があった場合
 - ウ 本プロポーザル公募開始後、本業務に関することで委員に接触を求めた場合
 - エ 見積書の金額が「2 本業務の概要(4) 委託料上限額」を超える場合
 - オ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
 - カ その他審査委員会において不相当と認められた場合
- (10) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルを行うために必要な事項が生じた場合には、必要に応じて参加者又は受託候補者に通知の上、ヒアリング等を行う場合がある。

14 各種書類の提出先及び問合せ先

柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

電話：0820-22-2111 内線467

FAX：0820-23-4595

電子メール：seisakukikaku@city-yanai.jp